

第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分～午後2時54分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>4. 欠席委員(3人) 2番 田中 雄二、5番 興野 礼子、8番 川上 恵</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第257号)の承認について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第258号)の承認について 日程第6 議案第5号 令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第7回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、2番 田中 雄二 委員、5番 興野 礼子 委員、8番 川上 恵 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 6番 大野 覚文 委員、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番から3番について、事務局に代読させます。
事務局（大橋）	7月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田367a、畑3a、計370a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、オリーブ、ブドウ、サクランボを作付予定。農業従事経験、なし。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台を導入予定。取得地への通作距離、約0km、購入予定の宅地の隣接地。5年以上継続して

(事務局 (大橋))	<p>耕作する旨の誓約書、あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約書の写し、あり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段面積 及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条 第2項各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長 6番 大野 覚文 委員</p>	<p>7月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。この申請は、整理番号2番の申請人が、空き家に付属した農地と同時に宅地の前の農地も購入するためのものです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、オリーブ、ブドウ、サクランボを作付予定。農業従事経験、なし。申請人、●●●氏の実家がブドウ園やナシ園などを経営しているので、そちらからアドバイスをもらうそうです。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台を導入予定。取得地への通作距離、約0km、購入予定の宅地の隣接地。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>整理番号4番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。</p>
<p>議長 15番 石岡 幸雄 委員</p>	<p>7月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、カボチャを作付予定。農業従事経験、家庭菜園を約20年。農機具・家畜の保有状況、管理機1台をリース予定。取得地への通作距離、約5m、購入予定の宅地の隣接地。5年以上継続して耕作する旨の誓約書、あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約書の写し、あり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段面積 及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条 第2項各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>15番 石岡 幸雄 委員</p>	<p>整理番号3番について、●●●氏の実家はどこですか。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>県内の、●●●の近辺だそうです。</p>

議長	<p>< 他に質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。</p>
6番 大野 覚文 委員	<p>7月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が宅地・畑、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、739㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である株式会社●●●。電力受給基本契約書あり。構造等、パネル144枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力79.2kW、年間発電量約8万3千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。年3回は除草する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年9月20日から令和6年1月10日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年1月19日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>整理番号2番、3番について、14番 堀江 恒夫 委員にお願いいたします。</p>
<p>14番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>7月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が原野。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,116㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。15年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル160枚、寸法2,274mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力86.4kW、年間発電量約9万1千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和5年6月12日付。非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和4年10月7日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>7月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が青地、西が宅地・青地、南が青地、北が畑・道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、975㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル130枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力71.5kW、年間発電量約7万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年8月20日から令和5年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年5月22日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たす</p>

<p>(14番 堀江 恒夫 委員)</p>	<p>と思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。</p>
<p>18番 相吉澤 宏 委員</p>	<p>7月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地・畑・雑種地、西が宅地、南が畑、北が畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、824㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル154枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力84.7kW、年間発電量約9万kWh。周囲にフェンス設置。入口、南西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年2月22日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>7月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が山林、南が畑、北が道を挟んで雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、600㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。9年で黒字見込む。売電単価、税抜14.0円。構造等、パネル102枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー7基。発電出力38.5kW、最大出力56.1kW、年間発電量約6万5千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、事業者負担で施設を撤去し更地で返却。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年8月1日から令和5年11月30日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和元年11月6日付。東京電力と接続協議済、令和元年3月15日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当な</p>

(18番 相吉澤 宏 委員)	し。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 19番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。
19番 塩野目 富夫 委員	●●●は民家がすぐ近くにあるので、少し間隔を空けてくださいと現地調査時にお願いしてあります。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第257号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第257号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「所有権の移転」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第257号）については、申請件数1件、所有権の移転を受ける者1名、所有権を移転する者1名、面積1,479㎡です。令和5年度累計は、6,998㎡です。移転の内容及び移転を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年7月31日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第257号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第257号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第258号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第258号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第258号）については、新規1件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者1名、面積3,820㎡です。令和5年度累計は、3,820㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年7月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第258号）の承認について」 は、質疑がないよ

(議長)	うですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第258号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第5号 「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙（案）により内容及び経過を説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 仲澤 清一 委員	私は土地改良区の役員もしているのですが、前回の理事会で、国から畑地化促進事業補助金を受けるためには地区除外申請をしなければならないと用水組合に要請があったが、国ではいい話を出してくるものの実際は市へ補助金の許可がないのが現状らしく、条件付きで補助事業が実施されない場合は地区除外申請も認めない形にしようという話がありました。そうでないと、組合からどんどん組合員が抜けていってしまう事態になるので。もし何かあれば、市からも早めの連絡をお願いします。
7番 齋藤 勉 委員	水田を5年間作付けしていないと国からの交付金が対象外になるのは、畑地化の目的においておかしいと思います。5年間作付けしてなくても水田と認めてほしいし交付金も継続してほしいので、そういう要望をお願いしたいです。
議長	<p>< 他に質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第5号 「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 は、他に質疑がないようですので、原案のとおり那須烏山市農業委員会の要望とすることに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>

< 異議なしの声 >

議長 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 は、原案のとおり那須烏山市農業委員会の要望とすることに決定いたしましたので、(案)を削除願います。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 2時 54分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月20日

議長

6番

7番